株式会社 東洋 TEL:075-501-6616

相続税 R4 令和4年贈与税対応版(Ver. 22. 20) のリリース

令和4年分贈与税の申告書に対応した「相続税 R4 令和4年贈与税対応版 (Ver. 22. 20)」のリリース 予定についてご連絡いたします。

このプログラムは、令和4年1月1日以降に発生した相続税および贈与税の申告用です。

1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	発行バージョン	バージョンアップの対象(データ移行の対象)
相続税 R4	Ver. 22. 20	Ver. 22. 10(Ver. 21. 1以降)

- ※バージョンアップ時にライセンス認証が必要です。
- ※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、Eiボードが自動でセットアップ されます。
- ※E i ボードは Ver. 22. 10 以降をご利用ください。
- ※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。これらをインストールすることによりアプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。
- ※相続税 R4 (Ver. 21) のデータを Ver. 22. 2 で継続使用する場合は、「前年バージョンデータ読込」で移行します。前年バージョンデータ読込を行っても Ver. 21 のデータは残ります。

2. リリース時期(予定)

提供方法	提供日(予定)	
Eiボード ダウンロードマネージャー	2023年1月20日(金)	
エプソン会計システム「マイページ」	2023年1月20日(並)	
CD送品(オプション保守契約の方)	2023年1月30日(月)送品開始	

2-1. 贈与税の電子申告対応について

令和 4 年分贈与税の電子申告に対応した相続税 R4 電子申告プログラム (Ver. 22. 2. e2) は、電子申告 R4 (Ver. 22. 20) と同時に 2023 年 1 月 27 日 (金) にダウンロード公開する予定です。

3. 改正の内容について

システムに関係する贈与税改正内容は次のとおりです。

3-1. 受贈者の年齢要件が変更されました

民法の改正により、令和 4 年 4 月 1 日から成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられました。これに伴い、贈与税の規定における 20 歳を基準とする要件についても 18 歳に引き下げる税制改正が行われました。

	受贈者の年齢要件		
区分	令和4年3月31日以前	令和4年4月1日 <mark>以降</mark>	
 相続時精算課税 (相続税法 21 の 9) 住宅取得等資金の非課税等 (租税特別措置法 70 の 2、70 の 3、震災特例法 38 の 2) 贈与税の特例税率 (租税特別措置法 70 の 2 の 5) 相続時精算課税適用者の特例 (租税特別措置法 70 の 2 の 6~70 の 2 の 8) 	その年1月1日において 20 歳以上	その年1月1日において 18 歳以上	
・事業承継税制 (租税特別措置法 70 の 6 の 8、70 の 7、70 の 7 の 5)	贈与の日において 20 歳以上	贈与の日において 18 歳以上	
・結婚・子育て資金の非課税 (租税特別措置法70の2の3)	結婚・子育て資金管理 契約締結の日において 20 歳以上 50 歳未満	結婚・子育て資金管理 契約締結の日において 18 <mark>歳以上 50 歳未満</mark>	

3-2. 住宅取得資金の新非課税制度

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により自己の住居の用に供する住宅用の家屋の新築、取得または増改築などの対価に充てるまでの金銭を取得した場合において、一定の要件を満たすときは以下の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

贈与の時期	省工ネ等住宅	左記以外
令和4年1月1日~ 令和5年12月31日まで	1,000 万円	500 万円

※制度のあらまし、要件等は税務署のパンフレットでご確認ください。 →住宅取得控除資金の贈与を受けた場合の贈与税非課税等のあらまし

3-3. 様式変更

(1) 次の帳票が変更されました。 ※システム対応帳票、(控)省略、主票に準じます。

帳 票 名
第一表 贈与税の申告書
第一表の二 贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)
第一表の三 贈与税の申告書(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)
第二表 贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)

(2) 次の帳票が廃止され、提出用の申告用紙に項目が追加されました。

		帳	票	名
第三表	贈与税の修正申告書	(別表)		
第三表	贈与税の修正申告書	(別表の付表)		

《参考》国税庁のホームページ

◆令和4年分贈与税の申告書等の様式一覧

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/zoyo/yoshiki2022/01.html

......

◆令和4年分贈与税の申告のしかた

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/zoyo/tebiki2022/01.htm

4. システムの主な対応内容(税制改正)(予定)

贈与税改正に伴う主な対応内容は、以下のとおりです。

4-1. 贈与税の申告書 変更帳票の対応

令和4年分の帳票に対応して、印刷フォーム、入力画面などを変更します。

帳票の主な変更点は以下の通りです。

※帳票タイトルや帳票 I Dおよび用紙右下の年の記載は省略します。

令和4年の帳票に変更します。 ※(控)省略、主票に準じます。

変更帳票	変更肉容		
	・タイトルの横に「修正」項目が追加、修正申告の場合○を付けます。		
	・氏名と個人番号の横にあった枠の削除。		
	■		
	提 (電話) 整理番号 名 第 — 第 — (電話)		
	出		
	現れ 3 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年		
	平成日 令和 5 生年月日 世東 東京 東京 東京		
	100000000000000000000000000000000000000		
	・一般贈与財産分の財産毎に不動産番号欄がありましたが、一番下へ変更。		
	課 ii ⁶⁷⁸		
	分於精工工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具工		
	第一		
	5 g g g g g g g g g g g g g g g g g g g		
	10 Mar 10		
第一表	1		
	7		
	・この申告書が修正申告書である場合の項目が追加。		
	・この申告が修正申告である場合の異動の内容等が追加。		
	・作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号欄の位置変更。		
	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本		
	35 NE 13E NA 100 (10 + 12) (49)		
	(4-5) (4-5)		
	外国 税 額 の 控 除 額 ⑧		
	医療法人持分稅額控除額 ② 图療法人持分納稅猶予稅額 18		
	差 引 税 額 (10) 事業用資産納税猶予税額 (19) 0 0 日報時報期銀分の額級基を合計額 (17) (17) (18) (18) (18) (18) (18) (18) (18) (18		
	■ 経対傾岸球殻分の岩形板部の台根 (2) 差引 税額 の合計額 (2)		
	(場合の主義の場合を取る人類会の複数の中の存在) (場合の複数の中の存在) (場合の表現の (場合の複数の (場合の複数) (場合の複数の (場合の複数) (場合の複数の (場合の複数) (場合の複数の (場合の複数) (場合の複数の (場合の複数) (場合の複数の (場合の複数) (場合の複数) (場合の複数) (場合の複数) (場合の複数の (場合の複数) (場合の複数		
	申書 前 金 計 類 (少) 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号		
	30% 13k/02 - 正合 申告期限までに納付すべき 25		

第一表の二、三
 ・タイトルの横に「修正」項目が追加。修正申告の場合○を付けます。
 ・住宅取得等資金非課税限度額(1,000万または500万)が追加。
 ・令和2年分までの贈与税の申告で非課税適用を受けた欄等は削除。以降の項目番号、計算式の項目番号等が変更。
 ・欄外の(注)の文言変更
 ・タイトルの横に「修正」項目が追加。修正申告の場合に○を付けます。

4-2. 受贈者の年齢要件変更に伴う対応

成年年齢が18歳に引き下げられたことで、1月1日時点で18歳または19歳の人は、直系尊属からの贈与について、財産の取得年月日により特例税率になる場合と一般税率になる場合があります。システムでは「取得年月日」と1月1日時点の受贈者の年齢によって税率を適用します。

【種類別財産入力】



※財産ランチャーから入力した場合は、「取得年月日」が水色のため上書きしてください。

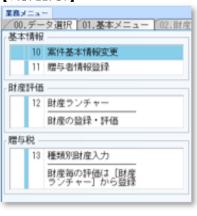
5. その他システムの変更点(予定)

5-1.メニュー名の改善

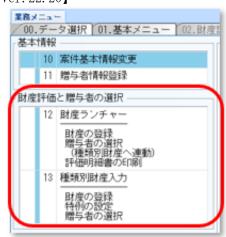
特例の設定、評価明細書の印刷など主な機能名をメニュー画面へ表示し、速やかに選択できるように改善します。

<例> 贈与税タブ





[Ver. 22. 20]

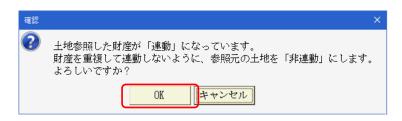


※基本メニュー、相続税、財産評価のタブについても同様に変更します。

5-2. 市街地農地、定期借地権を「土地参照」して登録した場合の改善

市街地農地、定期借地権を「土地参照」で登録した場合に、参照元の土地を「非連動」にする運用です。(非連動にしないと 11 表で財産が重複します。)

財産登録時にメッセージを表示し「非連動」を促します。「OK」を押すと参照元の土地を非連動へ変更します。



6. バージョンアップ後の確認事項

旧バージョンデータ変換処理の実行

旧バージョン (Ver. 22.1) で使用していた案件データは Ver. 22.2 ヘデータ変換して使用します。

- ・個別データ変換: [データ選択] 画面で1データずつ変換します。
- ・一括データ変換: [保守] タブ→ [データ変換] の一括データ変換画面でまとめて変換します。

7. 贈与税 令和4年分データの先行入力について

相続税 R4 (Ver. 22. 10) で、令和 4 年分データの先行入力を行えます。 「住宅取得等資金の非課税」の入力は、制度の変更にともないデータ変換時にデータをクリアしますので Ver. 22. 20 リリースまで入力をお待ちください。

以上、よろしくお願いいたします。